

児童扶養手当制度のご案内

児童扶養手当とは？

父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を育成する、ひとり親家庭の父または母等に支給される手当です。

この手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。



児童扶養手当を受けることができる方

- 児童を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母
- 児童を監護し、かつ生計を同じくしている父
- 児童を父または母に代わって養育（児童と同居し、生計を維持していること）している人（養育者が複数いるときは、その家庭の生計の中心である人）

上記のいずれかに該当し、かつ、対象児童が次の1～8のいずれかにあてはまる場合は、手当を請求できます。

1	離	婚	父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
2	死	亡	父（母）が死亡した児童
3	障	が	父（母）が政令で定める重度の障がいにある児童
4	生	死	父（母）生死が明らかでない児童
5	遺	棄	父（母）に引き続き1年以上遺棄されている児童
6	DV	保	父（母）が裁判所からのDV防止法による保護命令を受けた児童 ※申立人が当該児童の父（母）である場合のみ
7	拘	禁	父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
8	未	婚	母が婚姻（事実婚含む）によらないで懐胎した児童

Q：この制度の「児童」とは？

A：「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、児童に政令で定める程度の障害がある場合は、20歳未満（20歳になる月）まで手当が受けられます。

Q：外国籍の場合に、手当を受けられますか？

A：外国籍の方でも、手当の支給対象となります。ただし、在留期限のある住民票等の提出が必要です。

◆次のような場合には、手当を受け取ることができません◆

児童が

- 1 日本国内に住所を有しないとき
- 2 里親に委託されているとき
- 3 請求者ではない父（母）と生計を同じくしているとき（父が一定以上の障がい状態にある場合は除く）
- 4 父（母）の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき
- 5 児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）及び、障がい者福祉施設に入所しているとき

手当を受けようとする方が

- 1 日本国内に住所を有しないとき
- 2 父（母）が婚姻の届出をしなくても事実上の婚姻関係（内縁関係も含む）があるとき

◆公的年金を受給している方へのお知らせ◆

これまで、公的年金※を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

なお、障害基礎年金等を受給されている方につきましては、令和3年3月分の手当から児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額が支給されるようになりました。

児童扶養手当の額

手当の額は、請求者、または配偶者及び扶養義務者（請求者の同居の父母・兄弟姉妹等）の前年の所得（1～9月の間に請求される場合は、前々年の所得）によって、支給の有無や支給金額を決定します。

◆**支給金額表**◆（支給金額は「物価スライド制」により変動することがあります）※下表の金額は令和5年4月分以降のものです。

対象児童数	全部支給	一部支給
1人目	月額 44,140円	月額 44,130円～10,410円
2人目	月額 10,420円	月額 10,410円～5,210円
3人目以降	月額 6,250円	月額 6,240円～3,130円

手当の受給資格や支給金額を確認・審査するため、毎年8月に現況届の提出が必要です。

所得による支給制限

この手当は、請求者及び生計を共にする扶養義務者の前年の所得（給与所得者の場合は、給与所得控除後の所得）により支給額が決まります。

◆**所得制限限度額表**◆

扶養親族等の数	請求者（父母または養育者）		扶養義務者（父母、兄弟姉妹等）、配偶者、孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	87万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	125万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	163万円未満	306万円未満	350万円未満
4人以上	1人増すたびに38万円加算		
所得制限加算額	老人控除対象配偶者・老人扶養親族1人につき10万円 特定扶養親族・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき15万円		老人扶養親族1人につき6万円 ※扶養親族全員が老人扶養親族の場合は1人を除く

◆**所得の計算方法**◆

令和3年10月分までの手当を算定する場合

所得額＝年間収入額－必要経費（給与所得控除額等）＋養育費の8割－8万円－諸控除

令和3年11月分以降の手当を算定する場合

所得額＝年間収入額－必要経費（給与所得控除額等）－10万円（給与所得者及び公的年金等所得者のみ）＋養育費の8割－8万円－諸控除

諸控除	控除額
寡婦控除	27万円（受給者に適用されるのは養育者に限る）
ひとり親控除	35万円（受給者に適用されるのは養育者に限る）
障害者控除	27万円
特別障害者控除	40万円
勤労学生控除	27万円
配偶者特別控除 医療費控除・雑損控除・小規模企業共済等掛金控除	地方税法で控除された相当額 （課税台帳に記載された控除額）

※「養育費」は、受給者または対象児童が受け取る金品等をいいます。

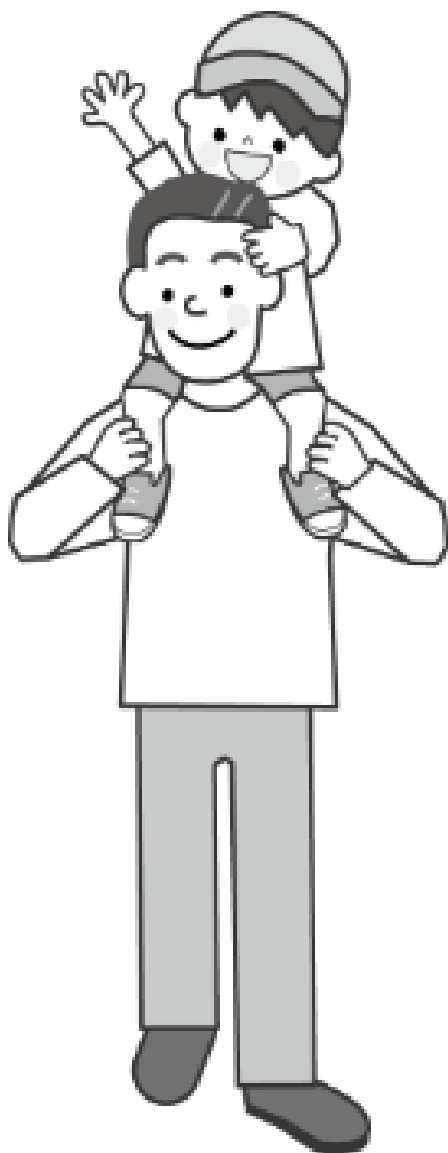
※令和2年以降の所得（令和3年11月分以降の手当の算定基準となる前年の所得）より「寡婦（夫）控除」及び「特別寡婦控除」は、改正され、「寡婦控除」、「ひとり親控除」となりました。

児童扶養手当の支払期日

手当は認定されると、請求日の属する月の翌月分から支給されます。
年に6回、2か月分の手当がまとめて支払われます。

支 払 期	支 払 日 ※	支払方法
5月期 (3・4月分)	5月11日	請求者の指定した 金融機関への口座振込
7月期 (5・6月分)	7月11日	
9月期 (7・8月分)	9月11日	
11月期 (9・10月分)	11月11日	
1月期 (11・12月分)	1月11日	
3月期 (1・2月分)	3月11日	

※支払日が土・日・祝日にあたる場合は、その直前の金融機関が営業している日となります。



【お問い合わせ】

阪南市 こども未来部 こども支援課

TEL代表：072-471-5678 (内線：2221・2280)

TEL直通：072-489-4519